

**令和2年度 埼玉県公立学校における
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について**

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、埼玉県公立学校の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの

2 調査期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

3 調査範囲（休校は除く）

埼玉県内公立学校 1,433校（63市町村）

小学校 807校 ※義務教育学校 前期課程1校を含む

中学校 417校 ※義務教育学校 後期課程1校を含む
中等教育学校 前期課程1校を含む

高等学校 165校 ※中等教育学校 後期課程1校を含む
全日制、定時制、通信制別に1校として集計
本科のみ

特別支援学校 44校 ※分校は1校として集計
高等部は本科のみ

4 調査項目および調査対象児童生徒数

区分	項目	対象児童生徒数
調査Ⅰ	小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況	小学校 363,757人
		中学校 176,775人
		高等学校 116,557人
調査Ⅱ	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	小学校 363,757人
		中学校 176,775人
		高等学校 116,557人
		特別支援学校 7,815人
調査Ⅲ	小学校及び中学校における長期欠席の状況等	小学校 363,757人
		中学校 176,775人
調査Ⅳ	高等学校における長期欠席の状況等	高等学校 113,590人 ※通信制課程を除く
調査Ⅴ	高等学校における中途退学の状況等	高等学校 116,557人
調査Ⅵ	小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況	小学校 363,757人
		中学校 176,775人
		高等学校 116,557人

（出典）令和2年度 学校基本調査より

5 調査結果の主な特徴（カッコ内は前年度）

- I 小、中、高等学校における暴力行為の発生件数は、3,925件（4,601件）であり、児童生徒1,000人当たりの発生件数は6.0件（6.9件）である。
- II 小、中、高等学校および特別支援学校におけるいじめの認知件数は26,022件（22,901件）であり、児童生徒の1,000人当たりの認知件数は39.1件（34.2件）である。
- III 小、中学校における不登校児童生徒数は8,934人（8,275人）であり、1,000人当たりの不登校児童生徒数は16.5人（15.2人）である。
- IV 高等学校における不登校生徒数は1,707人（2,179人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は15.0人（18.7人）である。
- V 高等学校における中途退学者数は971人（1,333人）であり、中途退学者の割合は0.8%（1.1%）である。
- VI 小、中、高等学校における自殺が疑われる事案の件数は、21人（15人）である。

6 目次

I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況	P 3
ア 暴力行為の発生学校数、発生件数等	P 3
イ 学年別加害児童生徒数	P 4
ウ 加害児童生徒に対する学校の措置別人数	P 4
II 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	P 5
ア いじめを認知した学校数、いじめの認知件数	P 5
イ 警察に相談・通報した件数	P 5
ウ いじめの現在の状況	P 6
エ いじめの認知件数の学年別、男女別内訳	P 7
オ いじめの発見のきっかけ	P 8
カ いじめられた児童生徒の相談の状況	P 10
キ いじめの態様	P 11
ク いじめの対応状況（1）いじめる児童生徒への特別な対応	P 12
ケ いじめの対応状況（2）いじめられた児童生徒への特別な対応	P 13
コ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組	P 14
サ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法について	P 15
シ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について	P 17
III 小学校及び中学校における長期欠席の状況等	P 18
ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）	P 18
イ 不登校の要因	P 19
ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等	P 20
エ 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数	P 20
IV 高等学校における長期欠席の状況等	P 21
ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）	P 21
イ 不登校の要因	P 22
ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等	P 23
V 高等学校における中途退学の状況等	P 24
ア 退学者数	P 24
VI 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況	P 24
ア 自殺に係る調査を実施した件数	P 24

I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

ア 暴力行為の発生学校数、発生件数等

区分		H30	R1	R2	区分		H30	R1	R2		
小学校	学校総数	811	809	807	高等学校	学校総数	145	146	145		
	発生学校数	①対教師暴力	76	102		82	発生学校数	①対教師暴力	17	9	9
		②生徒間暴力	240	300		287		②生徒間暴力	82	72	47
		③対人暴力	10	11		8		③対人暴力	9	9	2
		④器物損壊	79	120		94		④器物損壊	47	52	29
		計	287	356		332		計	105	96	65
	発生件数	①対教師暴力	214	455		301	発生件数	①対教師暴力	21	22	10
		②生徒間暴力	1,417	2,096		2,140		②生徒間暴力	172	153	82
		③対人暴力	14	20		13		③対人暴力	9	11	2
		④器物損壊	176	306		222		④器物損壊	90	91	49
		計	1,821	2,877		2,676		計	292	277	143
	加害児童生徒数	①対教師暴力	110	152		112	加害児童生徒数	①対教師暴力	19	22	10
		②生徒間暴力	1,117	1,683		1,579		②生徒間暴力	215	218	106
		③対人暴力	10	29		14		③対人暴力	10	13	4
④器物損壊		171	249	189	④器物損壊	115		114	80		
計		1,274	1,931	1,839	計	354		355	197		
2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数			352	358	2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数			15	8		
中学校	学校総数	415	417	417	計	学校総数	1,371	1,372	1,369		
	発生学校数	①対教師暴力	47	39		33	発生学校数	①対教師暴力	140	150	124
		②生徒間暴力	214	218		211		②生徒間暴力	536	590	545
		③対人暴力	12	14		17		③対人暴力	31	34	27
		④器物損壊	110	111		88		④器物損壊	236	283	211
		計	245	256		235		計	637	708	632
	発生件数	①対教師暴力	85	58		64	発生件数	①対教師暴力	320	535	375
		②生徒間暴力	1,062	1,072		802		②生徒間暴力	2,651	3,321	3,024
		③対人暴力	13	23		18		③対人暴力	36	54	33
		④器物損壊	236	294		222		④器物損壊	502	691	493
		計	1,396	1,447		1,106		計	3,509	4,601	3,925
	加害児童生徒数	①対教師暴力	58	47		37	加害児童生徒数	①対教師暴力	187	221	159
		②生徒間暴力	1,063	1,083		829		②生徒間暴力	2,395	2,984	2,514
		③対人暴力	20	19		21		③対人暴力	40	61	39
④器物損壊		286	318	240	④器物損壊	572		681	509		
計		1,350	1,350	1,105	計	2,978		3,947	3,221		
2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数			167	114	2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数			534	480		

- ※ 1 暴力行為とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為。」をいう。
- ※ 2 本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、暴力行為に該当するものを全て調査対象とする。
- ※ 3 学校の管理下、管理下以外のいずれで発生したかに関わらず計上している（ただし、「器物損壊」については「学校の管理下」で起きた場合のみ計上）。
- ※ 4 発生件数は延べ数。
- ※ 5 加害児童生徒数は実人数。

I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

イ 学年別加害児童生徒数

区分		H30	R1	R2
小学校	1年生	162	277	290
	2年生	221	322	332
	3年生	268	329	352
	4年生	266	418	302
	5年生	218	413	339
	6年生	273	354	224
	計	1,408	2,113	1,839
中学校	1年生	584	646	545
	2年生	523	440	354
	3年生	320	381	206
	計	1,427	1,467	1,105
高等学校	1年生	181	201	119
	2年生	87	95	51
	3年生	88	69	24
	4年生	3	2	3
	計	359	367	197
	計	3,194	3,947	3,141

ウ 加害児童生徒に対する学校の措置別人数

区分		H30	R1	R2		
小学校	退学・転学	懲戒退学	0	0	0	
		その他	0	0	0	
	停学					
	出席停止		0	0	0	
	自宅学習・自宅謹慎					
	訓告		1	0	0	
	計		1	0	0	
	中学校	退学・転学	懲戒退学	0	0	0
			その他	0	0	0
		停学				
出席停止		0	0	0		
自宅学習・自宅謹慎						
訓告		0	4	0		
計		0	4	0		
高等学校	退学・転学	懲戒退学	0	0	0	
		その他	4	3	1	
	停学		7	9	4	
	出席停止					
	自宅学習・自宅謹慎		254	263	160	
	訓告		50	43	24	
	計		315	318	189	
合計	退学・転学	懲戒退学	0	0	0	
		その他	4	3	1	
	停学		7	9	4	
	出席停止		0	0	0	
	自宅学習・自宅謹慎		254	263	160	
	訓告		51	47	24	
	計		316	322	189	

- ※1 加害児童生徒数は実人数。1人の加害児童生徒が複数回の暴力行為や、複数の形態の暴力行為を行った場合も1人として計上。
- ※2 「その他の退学・転学」とは、勧奨・申出による退学及び転学である。
- ※3 「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ア いじめを認知した学校数、いじめの認知件数

区分		H 3 0	R 1	R 2
小 学 校	学校総数	811	809	807
	認知した学校数	754	756	742
	認知していない学校数	55	51	65
	認知件数	14,420	18,901	22,613
中 学 校	学校総数	415	417	417
	認知した学校数	397	399	392
	認知していない学校数	17	17	25
	認知件数	3,633	3,766	3,279
高 等 学 校	学校総数	165	166	165
	認知した学校数	76	95	65
	認知していない学校数	89	71	100
	認知件数	179	204	106
特 別 支 援 学 校	学校総数	44	44	44
	認知した学校数	9	10	11
	認知していない学校数	35	34	33
	認知件数	27	30	24
合 計	学校総数	1,435	1,436	1,433
	認知した学校数	1,236	1,260	1,210
	認知していない学校数	196	173	223
	認知件数	18,259	22,901	26,022

イ 警察に相談・通報した件数

いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数

区分	H 3 0	R 1	R 2
小学校	4	2	11
中学校	14	13	21
高等学校	5	9	2
特別支援学校	0	0	0
計	23	24	34

- ※ 1 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- ※ 2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。このため学校総数は学校基本調査の数値と一致しない。
- ※ 3 休校等の学校があるため、認知した学校数と認知していない学校数の合計は、学校総数と一致しない。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ウ いじめの現在の状況

区分		H30	R1	区分		R2		
小学校	解消しているもの	件数	11,576	14,291	解消しているもの	件数	16,109	
	解消に向けて取組中	件数	2,836	4,604	解消に向けて取組中	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	件数	886
						いじめを認知してから 3か月経過していないもの	件数	5,613
	その他	件数	8	6	その他	件数	5	
	合計	件数	14,420	18,901	合計	件数	22,613	
中学校	解消しているもの	件数	2,994	2,967	解消しているもの	件数	2,359	
	解消に向けて取組中	件数	634	795	解消に向けて取組中	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	件数	259
						いじめを認知してから 3か月経過していないもの	件数	661
	その他	件数	5	4	その他	件数	0	
	合計	件数	3,633	3,766	合計	件数	3,279	
高等学校	解消しているもの	件数	157	168	解消しているもの	件数	82	
	解消に向けて取組中	件数	16	27	解消に向けて取組中	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	件数	15
						いじめを認知してから 3か月経過していないもの	件数	8
	その他	件数	6	9	その他	件数	1	
	合計	件数	179	204	合計	件数	106	
特別支援学校	解消しているもの	件数	27	28	解消しているもの	件数	18	
	解消に向けて取組中	件数	0	2	解消に向けて取組中	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	件数	1
						いじめを認知してから 3か月経過していないもの	件数	5
	その他	件数	0	0	その他	件数	0	
	合計	件数	27	30	合計	件数	24	
合計	解消しているもの	件数	14,754	17,454	解消しているもの	件数	18,568	
	解消に向けて取組中	件数	3,486	5,428	解消に向けて取組中	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	件数	1,161
						いじめを認知してから 3か月経過していないもの	件数	6,287
	その他	件数	19	19	その他	件数	6	
	合計	件数	18,259	22,901	合計	件数	26,022	

※1 年度末現在の状況。

※2 「その他」とは、いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や転学等、「解消しているもの」「解消に向けて取組中」に該当しないものを計上。

※3 「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消；

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

工 いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

区分		H30	R1	R2	
小学校	小1	男子	1,393	1,844	2,611
		女子	1,034	1,501	1,830
		小計	2,427	3,345	4,441
	小2	男子	1,383	2,060	2,642
		女子	1,027	1,545	1,909
		小計	2,410	3,605	4,551
	小3	男子	1,562	1,942	2,527
		女子	1,214	1,566	1,798
		小計	2,776	3,508	4,325
	小4	男子	1,403	1,816	2,106
		女子	1,068	1,311	1,564
		小計	2,471	3,127	3,670
	小5	男子	1,348	1,637	2,071
		女子	1,098	1,121	1,189
		小計	2,446	2,758	3,260
	小6	男子	1,069	1,460	1,461
		女子	821	1,098	905
		小計	1,890	2,558	2,366
	計	男子	8,158	10,759	13,418
		女子	6,262	8,142	9,195
		計	14,420	18,901	22,613
中学校	中1	男子	1,012	1,028	1,006
		女子	767	820	694
		小計	1,779	1,848	1,700
	中2	男子	638	666	579
		女子	624	568	481
		小計	1,262	1,234	1,060
	中3	男子	278	361	262
		女子	314	323	257
		小計	592	684	519
	計	男子	1,928	2,055	1,847
		女子	1,705	1,711	1,432
		計	3,633	3,766	3,279
高等学校	高1	男子	60	65	30
		女子	37	31	22
		小計	97	96	52
	高2	男子	28	40	21
		女子	24	37	12
		小計	52	77	33
	高3	男子	17	16	6
		女子	13	15	15
		小計	30	31	21
	高4	男子	0	0	0
		女子	0	0	0
		小計	0	0	0
	計	男子	105	121	57
		女子	74	83	49
		計	179	204	106

区分		H30	R1	R2		
特別支援学校	小学校部	1年生	男子	0	0	0
		女子	0	0	0	
		小計	0	0	0	
	2年生	男子	0	0	0	
		女子	0	0	0	
		小計	0	0	0	
	3年生	男子	0	0	0	
		女子	0	0	0	
		小計	0	0	0	
	4年生	男子	0	1	0	
		女子	0	0	1	
		小計	0	1	1	
	5年生	男子	0	1	0	
		女子	0	0	0	
		小計	0	1	0	
	6年生	男子	2	1	0	
		女子	0	0	0	
		小計	2	1	0	
	計	男子	2	3	0	
		女子	0	0	1	
		計	2	3	1	
中学部	1年生	男子	3	2	1	
		女子	7	2	0	
		小計	10	4	1	
	2年生	男子	0	0	2	
		女子	0	3	0	
		小計	0	3	2	
	3年生	男子	1	1	0	
		女子	0	0	0	
		小計	1	1	0	
	計	男子	4	3	3	
		女子	7	5	0	
		計	11	8	3	
高等部	1年生	男子	0	8	7	
		女子	0	5	1	
		小計	0	13	8	
	2年生	男子	1	2	5	
		女子	5	1	3	
		小計	6	3	8	
	3年生	男子	3	2	2	
		女子	5	1	2	
		小計	8	3	4	
	計	男子	4	12	14	
		女子	10	7	6	
		計	14	19	20	
計	男子	10	18	17		
	女子	17	12	7		
	計	27	30	24		

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

オ いじめの発見のきっかけ

区分		H30	R1	R2
小学校	学校の教職員等が発見した。	8,968	13,017	16,112
	学級担任が発見した。	1,946	1,771	2,182
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	155	167	177
	養護教諭が発見した。	48	37	62
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	25	15	28
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	6,794	11,027	13,663
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	5,452	5,884	6,501
	本人からの訴え	2,862	3,117	3,654
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	1,971	2,079	2,075
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	354	456	539
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	224	193	206
	地域の住民からの情報	22	17	6
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	16	15	14
	その他（匿名による投書など）	3	7	7
	計	14,420	18,901	22,613
中学校	学校の教職員等が発見した。	1,608	1,601	1,544
	学級担任が発見した。	423	357	319
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	164	161	146
	養護教諭が発見した。	24	15	13
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	8	14	4
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	989	1,054	1,062
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	2,025	2,165	1,735
	本人からの訴え	1,149	1,263	1,093
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	578	639	428
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	211	204	170
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	73	45	34
	地域の住民からの情報	3	2	4
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	9	5	3
	その他（匿名による投書など）	2	7	3
	計	3,633	3,766	3,279

※1 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するものを一つ選択している。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

オ いじめの発見のきっかけ

区分		H30	R1	R2
高等学校	学校の教職員等が発見した。	71	77	37
	学級担任が発見した。	14	16	6
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	6	9	4
	養護教諭が発見した。	2	1	0
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0	0
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	49	51	27
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	108	127	69
	本人からの訴え	48	83	35
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	30	29	23
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	24	8	4
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	5	3	5
	地域の住民からの情報	0	0	0
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	1	4	2
	その他（匿名による投書など）	0	0	0
計	179	204	106	
特別支援学校	学校の教職員等が発見した。	15	6	12
	学級担任が発見した。	13	1	1
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	0	1	1
	養護教諭が発見した。	0	0	0
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0	0
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	2	4	10
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	12	24	12
	本人からの訴え	6	17	10
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	4	2	1
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	0	1	1
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	2	4	0
	地域の住民からの情報	0	0	0
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	0	0	0
	その他（匿名による投書など）	0	0	0
計	27	30	24	
計	学校の教職員等が発見した。	10,662	14,701	17,705
	学級担任が発見した。	2,396	2,145	2,508
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	325	338	328
	養護教諭が発見した。	74	53	75
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	33	29	32
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	7,834	12,136	14,762
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	7,597	8,200	8,317
	本人からの訴え	4,065	4,480	4,792
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	2,583	2,749	2,527
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	589	669	714
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	304	245	245
	地域の住民からの情報	25	19	10
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	26	24	19
	その他（匿名による投書など）	5	14	10
計	18,259	22,901	26,022	

※1 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するものを一つ選択している。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等 カ いじめられた児童生徒の相談の状況

区分		H 3 0	R 1	R 2
小 学 校	学級担任に相談した。	12,468	15,970	20,144
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	755	783	866
	養護教諭に相談した。	400	265	279
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	163	173	169
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	63	89	29
	保護者や家族等に相談した。	3,787	4,284	4,217
	友人に相談した。	708	1,038	1,360
	その他の人（地域の人など）に相談した。	31	28	32
	誰にも相談していない。	317	720	314
	計	18,692	23,350	27,410
中 学 校	学級担任に相談した。	2,862	2,939	2,766
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	796	653	553
	養護教諭に相談した。	214	127	97
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	210	169	86
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	36	37	25
	保護者や家族等に相談した。	1,141	1,134	734
	友人に相談した。	381	250	143
	その他の人（地域の人など）に相談した。	13	11	16
	誰にも相談していない。	94	111	79
	計	5,747	5,431	4,499
高 等 学 校	学級担任に相談した。	97	136	67
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	47	44	34
	養護教諭に相談した。	19	21	8
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	13	16	3
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	5	7	0
	保護者や家族等に相談した。	45	63	39
	友人に相談した。	27	23	11
	その他の人（地域の人など）に相談した。	1	1	0
	誰にも相談していない。	15	14	5
計	269	325	167	
特 別 支 援 学 校	学級担任に相談した。	25	20	18
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	4	7	7
	養護教諭に相談した。	2	1	1
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	1	0	1
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	0	0	0
	保護者や家族等に相談した。	6	7	5
	友人に相談した。	2	2	3
	その他の人（地域の人など）に相談した。	0	0	0
	誰にも相談していない。	0	0	1
計	40	37	36	
計	学級担任に相談した。	15,452	19,065	22,995
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	1,602	1,487	1,460
	養護教諭に相談した。	635	414	385
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	387	358	259
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	104	133	54
	保護者や家族等に相談した。	4,979	5,488	4,995
	友人に相談した。	1,118	1,313	1,517
	その他の人（地域の人など）に相談した。	45	40	48
	誰にも相談していない。	426	845	399
計	24,748	29,143	32,112	

※ 1 複数回答を可とする。

※ 2 学校が当該生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

キ いじめの態様

区分		H 3 0	R 1	R 2
小学校	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	9,558	11,931	13,376
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	1,646	1,998	2,483
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	3,079	3,663	5,179
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	510	761	897
	金品をたかられる。	58	105	110
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	596	947	975
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	913	1,259	1,880
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	140	230	292
	その他	403	526	725
	計	16,903	21,420	25,917
中学校	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2,548	2,806	2,143
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	415	402	325
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	329	331	347
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	85	78	86
	金品をたかられる。	29	30	21
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	134	147	119
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	137	216	178
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	356	332	394
	その他	97	66	110
	計	4,130	4,408	3,723
高等学校	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	124	111	64
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	26	26	12
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	14	21	6
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	11	11	2
	金品をたかられる。	8	8	3
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	4	12	11
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	17	23	6
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	32	40	24
	その他	1	11	7
	計	237	263	135
特別支援学校	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	17	17	16
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	1	0	1
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	3	7	3
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	2	0	0
	金品をたかられる。	0	1	0
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	0	3	0
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1	2	4
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	9	5	1
	その他	0	1	0
	計	33	36	25
計	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	12,247	14,865	15,599
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	2,088	2,426	2,821
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	3,425	4,022	5,535
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	608	850	985
	金品をたかられる。	95	144	134
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	734	1,109	1,105
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1,068	1,500	2,068
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	537	607	711
	その他	501	604	842
	計	21,303	26,127	29,800

※ 1 複数回答可とする。

※ 2 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ク いじめの対応状況（1）いじめる児童生徒への特別な対応

区分		H30	R1	R2	
小学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	110	111	151	
	②校長、教頭が指導した。	1,170	861	1,086	
	③別室指導した。	86	64	38	
	④学級替えをした。	0	0	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0
		⑥その他	0	0	0
	⑦停学				
	⑧出席停止	0	0	0	
	⑨自宅学習・自宅謹慎				
	⑩訓告	0	0	0	
	⑪保護者への報告	9,207	10,598	12,271	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	9,515	12,197	13,616	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	9	18	14
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	6	15	8
		ウ 病院等の医療機関等との連携	8	14	4
		エ その他の専門的な関係機関との連携	22	27	13
		オ 地域の人材や団体等との連携	13	10	3
	計	20,146	23,915	27,204	
	中学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	131	117	73
		②校長、教頭が指導した。	183	148	71
③別室指導した。		30	121	16	
④学級替えをした。		0	0	0	
退学・転学		⑤懲戒処分としての退学	0	0	0
		⑥その他	0	0	0
⑦停学					
⑧出席停止		0	0	0	
⑨自宅学習・自宅謹慎					
⑩訓告		0	0	0	
⑪保護者への報告		2,951	3,282	2,512	
⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導		2,785	3,035	2,060	
⑬関係機関等との連携		ア 警察等の刑事司法機関等との連携	11	24	29
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	5	4	0
		ウ 病院等の医療機関等との連携	9	8	3
		エ その他の専門的な関係機関との連携	10	18	4
		オ 地域の人材や団体等との連携	6	9	0
計		6,121	6,766	4,768	

区分		H30	R1	R2	
高等学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	21	17	3	
	②校長、教頭が指導した。	52	64	36	
	③別室指導した。	37	36	27	
	④学級替えをした。	0	0	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0
		⑥その他	0	5	0
	⑦停学	2	8	2	
	⑧出席停止				
	⑨自宅学習・自宅謹慎	50	61	26	
	⑩訓告	25	14	7	
	⑪保護者への報告	82	113	58	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	60	63	33	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	5	10	1
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	1	1	0
		ウ 病院等の医療機関等との連携	2	2	0
		エ その他の専門的な関係機関との連携	2	4	2
		オ 地域の人材や団体等との連携	0	0	0
	計	339	398	195	
	特別支援学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	0	0	2
		②校長、教頭が指導した。	2	1	2
③別室指導した。		19	12	9	
④学級替えをした。		0	0	0	
退学・転学		⑤懲戒処分としての退学	0	0	0
		⑥その他	0	0	0
⑦停学		0	0	0	
⑧出席停止					
⑨自宅学習・自宅謹慎		0	0	0	
⑩訓告		0	0	0	
⑪保護者への報告		21	11	14	
⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導		20	20	16	
⑬関係機関等との連携		ア 警察等の刑事司法機関等との連携	0	0	0
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	0	0	0
		ウ 病院等の医療機関等との連携	0	0	0
		エ その他の専門的な関係機関との連携	0	0	0
		オ 地域の人材や団体等との連携	0	0	0
計		62	44	43	
計		①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	262	245	229
		②校長、教頭が指導した。	1,407	1,074	1,195
	③別室指導した。	172	233	90	
	④学級替えをした。	0	0	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0
		⑥その他	0	5	0
	⑦停学	2	8	2	
	⑧出席停止	0	0	0	
	⑨自宅学習・自宅謹慎	50	61	26	
	⑩訓告	25	14	7	
	⑪保護者への報告	12,261	14,004	14,855	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	12,380	15,315	15,725	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	25	52	44
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	12	20	8
		ウ 病院等の医療機関等との連携	19	24	7
		エ その他の専門的な関係機関との連携	34	49	19
		オ 地域の人材や団体等との連携	19	19	3
	計	26,668	31,123	32,210	

※1 複数回答可とする。

※2 「別室指導」とは、いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合をいう。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は含まない。

※3 「その他の退学・転学」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。

※4 「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ケ いじめの対応状況（２） いじめられた児童生徒への特別な対応

区分		H30	R1	R2
小学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	195	154	473
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	543	342	457
	③緊急避難として欠席させた。	6	4	3
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	699	415	311
	⑤学級替えをした。	0	2	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	590	762	375
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	26	29	26
	計	2,059	1,708	1,645
中学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	341	337	176
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	485	330	386
	③緊急避難として欠席させた。	5	3	1
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	850	717	416
	⑤学級替えをした。	0	0	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	386	248	87
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	24	30	16
	計	2,091	1,665	1,082
高等学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	35	39	22
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	28	33	23
	③緊急避難として欠席させた。	3	6	3
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	50	32	17
	⑤学級替えをした。	0	1	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	20	19	10
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	4	2	1
	計	140	132	76
特別支援学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	2	1	7
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	4	2	9
	③緊急避難として欠席させた。	0	0	0
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	0	0	0
	⑤学級替えをした。	0	0	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	0	0	0
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	0	0	0
	計	6	3	16
計	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	573	531	678
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	1,060	707	875
	③緊急避難として欠席させた。	14	13	7
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	1,599	1,164	744
	⑤学級替えをした。	0	3	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	996	1,029	472
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	54	61	43
	計	4,296	3,508	2,819

※1 複数回答可とする。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

コ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

区分		H30	R1	R2
小学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	809	807	807
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	809	807	807
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	809	807	807
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の間関係や仲間作りを促進したりした。	725	711	667
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	711	807	764
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	686	701	671
	⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた。	809	807	807
	⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	438	466	365
	⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	307	311	277
	⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	714	724	731
	⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	809	807	807
⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	809	807	807	
計	8,435	8,562	8,317	
中学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	414	416	417
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	414	416	417
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	414	416	417
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の間関係や仲間作りを促進したりした。	382	384	352
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	414	416	407
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	355	361	355
	⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた。	414	415	416
	⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	247	265	201
	⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	202	209	170
	⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	392	385	380
	⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	414	415	417
⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	414	416	417	
計	4,476	4,514	4,366	
高等学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	165	165	164
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	67	68	76
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	72	73	72
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の間関係や仲間作りを促進したりした。	63	61	47
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	129	132	131
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	92	95	99
	⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた。	165	165	163
	⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	22	23	19
	⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	31	34	26
	⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	123	119	108
	⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	165	165	162
⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	165	165	163	
計	1,259	1,265	1,230	
特別支援学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	44	44	44
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	23	24	21
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	33	29	28
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の間関係や仲間作りを促進したりした。	30	24	19
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	18	22	16
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	21	25	17
	⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた。	37	26	23
	⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	13	8	5
	⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	7	5	4
	⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	26	28	22
	⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	44	44	44
⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	20	26	44	
計	316	305	287	
計	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	1,432	1,432	1,432
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	1,313	1,315	1,321
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	1,328	1,325	1,324
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の間関係や仲間作りを促進したりした。	1,200	1,180	1,085
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	1,272	1,377	1,318
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	1,154	1,182	1,142
	⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた。	1,425	1,413	1,409
	⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	720	762	590
	⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	547	559	477
	⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	1,255	1,256	1,241
	⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	1,432	1,431	1,430
⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	1,408	1,414	1,431	
計	14,486	14,646	14,200	

※1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

サ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法について

区分		H30		R1		R2		
		いじめを認知した学校	いじめを認知していない学校	いじめを認知した学校	いじめを認知していない学校	いじめを認知した学校	いじめを認知していない学校	
小学校	(1) アンケート調査の実施		754	55	756	51	742	65
	① 実施頻度	ア 年1回	14	5	16	1	2	2
		イ 年2～3回	348	41	325	31	320	34
		ウ 年4回以上	392	9	415	19	420	29
	② 調査方法	ア 記名式	686	41	682	46	654	56
		イ 無記名式	77	11	67	3	96	9
		ウ 記名・無記名の選択式	33	3	31	4	37	1
	③ 回答方法	ア 学校で記入			735	51	724	62
		イ 持ち帰って記入			45	2	47	5
	(2) 個別面談の実施		634	42	630	35	516	39
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		265	20	258	16	233	11
(4) 家庭訪問		515	35	454	28	271	16	
(5) その他		56	4	48	3	22	6	
(6) 計		2,224	156	2,146	133	1,784	137	
中学校	(1) アンケート調査の実施		397	17	399	16	392	24
	① 実施頻度	ア 年1回	2	1	3	1	0	1
		イ 年2～3回	178	14	169	13	166	15
		ウ 年4回以上	217	2	227	2	226	8
	② 調査方法	ア 記名式	355	14	365	14	352	19
		イ 無記名式	53	4	49	2	56	3
		ウ 記名・無記名の選択式	21	1	14	1	18	2
	③ 回答方法	ア 学校で記入			368	15	368	19
		イ 持ち帰って記入			58	1	57	5
	(2) 個別面談の実施		376	14	382	14	360	19
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		385	16	393	13	370	20
(4) 家庭訪問		309	10	299	12	243	10	
(5) その他		27	2	23	1	9	1	
(6) 計		1,494	59	1,496	56	1,374	74	

※1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

サ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法について

区分			H 3 0		R 1		R 2	
			いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校
高等学校	(1) アンケート調査の実施		76	89	92	69	61	90
	① 実施頻度	ア 年1回	27	40	29	32	22	44
		イ 年2～3回	46	45	60	36	37	46
		ウ 年4回以上	3	4	3	1	2	0
	② 調査方法	ア 記名式	48	57	61	40	42	63
		イ 無記名式	22	26	24	23	14	26
		ウ 記名・無記名の選択式	9	13	11	10	9	3
	③ 回答方法	ア 学校で記入	/		54	38	41	51
		イ 持ち帰って記入			42	26	23	45
	(2) 個別面談の実施		54	65	59	47	43	60
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		4	6	3	1	3	8	
(4) 家庭訪問		15	11	12	8	3	11	
(5) その他		5	4	2	4	1	3	
(6) 計		154	175	168	129	111	172	
特別支援学校	(1) アンケート調査の実施		6	28	9	26	8	22
	① 実施頻度	ア 年1回	2	20	7	18	4	17
		イ 年2～3回	4	8	2	8	4	5
		ウ 年4回以上	0	0	0	0	0	0
	② 調査方法	ア 記名式	3	10	4	10	4	8
		イ 無記名式	3	12	4	9	2	10
		ウ 記名・無記名の選択式	1	6	1	6	2	4
	③ 回答方法	ア 学校で記入	/		2	8	2	8
		イ 持ち帰って記入			7	18	6	15
	(2) 個別面談の実施		8	20	8	18	5	15
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		3	11	4	7	2	7	
(4) 家庭訪問		5	13	4	7	2	5	
(5) その他		1	5	0	2	0	2	
(6) 計		23	77	25	60	17	51	
計	(1) アンケート調査の実施		1,233	189	1,256	162	1,203	201
	① 実施頻度	ア 年1回	45	66	55	52	28	64
		イ 年2～3回	576	108	556	88	527	100
		ウ 年4回以上	612	15	645	22	648	37
	② 調査方法	ア 記名式	1,092	122	1,112	110	1,052	146
		イ 無記名式	155	53	144	37	168	48
		ウ 記名・無記名の選択式	64	23	57	21	66	10
	③ 回答方法	ア 学校で記入	/		1,159	112	1,135	140
		イ 持ち帰って記入			152	47	133	70
	(2) 個別面談の実施		1,072	141	1,079	114	924	133
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		657	53	658	37	608	46	
(4) 家庭訪問		844	69	769	55	519	42	
(5) その他		89	15	73	10	32	12	
(6) 計		3,895	467	3,835	378	3,286	434	

※1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

II 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

シ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

区 分		H30	R1	R2
小学校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	6	9	15
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	6	10	15
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	2	7	6
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	4	5	11
中学校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	6	18	12
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	6	19	13
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	1	7	7
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	5	14	9
高等学校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	11	11	5
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	11	12	5
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	7	9	3
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	8	6	5
特別支援学校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	0	0	0
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	0	0	0
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	0	0	0
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	0	0	0
計	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	23	38	32
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	23	41	33
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	10	23	16
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	17	25	25

- ※1 いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとして規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
- ※2 第1号「重大事態」とは、法第28条第1項第1号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」。第1号「重大事態」とは、同第2号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」。
- ※3 1件の「重大事態」が、第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

区分		H30	R1	R2	
小学校	病気	計	1,523	1,512	1,109
	経済的理由	計	0	0	0
	不登校（A）	小1	94	98	131
		小2	139	160	186
		小3	223	245	299
		小4	345	362	452
		小5	506	549	658
		小6	599	707	898
		計	1,906	2,121	2,624
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	小1			
		小2	33	49	52
		小3	67	90	88
		小4	110	148	160
		小5	192	222	268
		小6	260	351	408
		計	662	860	976
	(A)のうち、90日以上欠席している者	小1	27	22	42
		小2	53	66	81
		小3	96	116	122
		小4	162	166	200
		小5	275	271	321
		小6	341	387	465
		計	954	1,028	1,231
	うち、出席日数が10日以下の者	小1	3	1	1
		小2	4	12	17
小3		17	25	26	
小4		22	31	48	
小5		52	53	86	
小6		61	86	123	
計		159	208	301	
うち、出席日数が0日の者	小1	0	0	0	
	小2	1	5	7	
	小3	9	9	5	
	小4	11	12	22	
	小5	19	20	33	
	小6	28	25	32	
	計	68	71	99	
新型コロナウイルスの感染回避	計			886	
その他	計	925	1,009	1,163	
合計	小1	341	354	453	
	小2	422	443	611	
	小3	583	592	736	
	小4	801	793	989	
	小5	1,028	1,081	1,306	
	小6	1,179	1,379	1,687	
	計	4,354	4,642	5,782	

区分		H30	R1	R2	
中学校	病気	計	1,692	1,640	1,636
	経済的理由	計	0	0	0
	不登校（A）	中1	1,523	1,594	1,743
		中2	2,033	2,226	2,268
		中3	2,122	2,334	2,299
		計	5,678	6,154	6,310
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	中1	366	376	578
		中2	1,105	1,294	1,288
		中3	1,465	1,625	1,683
	(A)のうち、90日以上欠席している者	中1	856	857	887
		中2	1,377	1,461	1,391
		中3	1,522	1,656	1,567
	うち、出席日数が10日以下の者	中1	116	140	177
		中2	310	404	384
		中3	369	440	431
	うち、出席日数が0日の者	中1	40	41	59
		中2	92	153	173
		中3	112	127	140
	新型コロナウイルスの感染回避	計			322
	その他	計	638	612	603
	合計	中1	2,182	2,259	2,505
		中2	2,841	3,012	3,220
		中3	2,985	3,135	3,146
		計	8,008	8,406	8,871

- 「病気」には、本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者を計上。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
 - 「経済的理由」には、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の計上。
 - 「不登校」には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）を計上。
 - 「新型コロナウイルスの感染回避」には、新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない校長が判断した者を計上。
 - 「その他」には、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。
- *「その他」の具体例
- ア 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
 - イ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
 - ウ 連絡先が不明なまま長期欠席している者
 - エ 「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者

※1 「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒数を理由別に調査。なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。理由の選択については、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択。

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

イ 不登校の要因

区分			H 3 0	R 1	R 2
小 学 校	学校に係る状況	いじめ	4	5	11
		いじめを除く友人関係をめぐる問題	449	209	209
		教職員との関係をめぐる問題	91	55	49
		学業の不振	236	54	85
		進路に係る不安	15	6	4
		クラブ活動、部活動等への不適応	4	0	1
		学校のきまり等をめぐる問題	47	32	11
		入学、転編入学、進級時の不適応	75	33	34
	家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	986	78	92
		親子の関わり方		326	307
		家庭内の不和		49	59
	本人に係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行	/	245	328
		無気力、不安		890	1,348
	左記に該当なし			299	139
中 学 校	学校に係る状況	いじめ	4	12	9
		いじめを除く友人関係をめぐる問題	1,662	974	805
		教職員との関係をめぐる問題	97	68	64
		学業の不振	1,197	426	413
		進路に係る不安	137	31	57
		クラブ活動、部活動等への不適応	141	74	43
		学校のきまり等をめぐる問題	75	42	42
		入学、転編入学、進級時の不適応	360	211	217
	家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	1,397	110	118
		親子の関わり方		362	302
		家庭内の不和		125	109
	本人に係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行	/	584	645
		無気力、不安		2,643	3,219
	左記に該当なし			1,132	492

※1 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関

区分		H30		R1		R2		
		90日以上		90日以上		90日以上		
小学校	学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	710	421	792	452	1,180	625
		(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	1,196	533	1,329	576	1,444	606
		(3) (1), (2)の合計	1,906	954	2,121	1,028	2,624	1,231
	学校内	(4) ⑧, ⑨による相談・指導等を受けた実人数	892	460	1,024	515	1,259	562
		(5) 上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	1,014	494	1,097	513	1,365	669
		(6) (4), (5)の合計	1,906	954	2,121	1,028	2,624	1,231
		(7) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	635	302	631	269	787	345
中学校	学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	1,312	939	1,432	1,009	1,997	1,274
		(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	4,366	2,816	4,722	2,965	4,313	2,571
		(3) (1), (2)の合計	5,678	3,755	6,154	3,974	6,310	3,845
	学校内	(4) ⑧, ⑨による相談・指導等を受けた実人数	3,233	2,163	3,238	2,043	3,158	1,863
		(5) 上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	2,445	1,592	2,916	1,931	3,152	1,982
		(6) (4), (5)の合計	5,678	3,755	6,154	3,974	6,310	3,845
		(7) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	1,710	1,086	2,154	1,336	2,126	1,282

※1 学校外の①～⑦の機関

- ① 教育支援センター（適応指導教室）
- ② 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）
- ③ 児童相談所，福祉事務所
- ④ 保健所，精神保健福祉センター
- ⑤ 病院，診療所
- ⑥ 民間団体，民間施設
- ⑦ 上記以外の機関等

※2 学校内の⑧～⑨の機関

- ⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数
- ⑨ スクールカウンセラー，相談員等による専門的な相談を受けた人数

※3 ①～⑨については複数回答であり、(1)(2)(3)は実数。

エ 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

区分		H30	R1	R2
小学校	指導要録上出席扱いとした児童生徒数(a)		1	23
	(a)のうち「4」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数		0	3
中学校	指導要録上出席扱いとした児童生徒数(a)		17	56
	(a)のうち「4」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数		13	29

※1 「(a)のうち「4」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数」については、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒のうち、「ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等（上記参照）」においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数。

IV 高等学校における長期欠席の状況等

ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

区分		H30	R1	R2	
高等学校 (全日制)	病気	計	327	394	314
	経済的理由	計	7	1	4
	不登校(A)	高1	587	494	358
		高2	486	366	293
		高3	268	271	160
		単位制	300	155	251
		計	1,641	1,286	1,062
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	高1	60	86	46
		高2	62	99	33
		高3	56	81	33
		単位制	47	28	34
	計	225	294	146	
	(A)のうち、中退	高1	267	171	120
		高2	121	91	53
		高3	41	36	19
		単位制	100	31	50
	計	529	329	242	
	(A)のうち、原級留置	高1	46	33	18
		高2	27	20	12
		高3	2	6	3
		単位制	4	1	6
計	79	60	39		
(A)のうち、90日以上欠席している者	高1	102	71	72	
	高2	72	41	38	
	高3	16	15	17	
	単位制	46	19	33	
	計	236	146	160	
うち、出席日数が10日以下の者	高1	7	8	17	
	高2	8	5	6	
	高3	3	2	4	
	単位制	7	4	7	
計	25	19	34		
うち、出席日数が0日の者	高1	0	1	2	
	高2	1	2	1	
	高3	1	1	2	
	単位制	1	1	1	
計	3	5	6		
新型コロナウイルスの感染回避	計			122	
その他	計	127	57	133	
合計	高1	688	621	537	
	高2	611	471	452	
	高3	376	406	299	
	単位制	427	240	347	
	計	2,102	1,738	1,635	

区分		H30	R1	R2	
高等学校 (定時制)	病気	計	45	55	149
	経済的理由	計	17	12	2
	不登校(A)	高1	56	149	32
		高2	55	139	19
		高3	75	109	24
		高4以上	57	65	29
		単位制	710	431	541
		計	953	893	645
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	高1	8	39	12
		高2	17	40	7
		高3	31	40	10
		高4以上	36	39	12
		単位制	369	86	208
	計	461	244	249	
	(A)のうち、中退	高1	25	44	13
		高2	11	31	8
		高3	16	20	2
		高4以上	3	7	3
	単位制	94	39	65	
	計	149	141	91	
	(A)のうち、原級留置	高1	7	12	7
高2		3	13	1	
高3		5	5	2	
高4以上		3	4	3	
単位制	9	8	11		
計	27	42	24		
(A)のうち、90日以上欠席している者	高1	11	41	10	
	高2	7	37	5	
	高3	9	21	2	
	高4以上	0	3	3	
	単位制	202	125	101	
計	229	227	121		
うち、出席日数が10日以下の者	高1	2	1	1	
	高2	0	1	2	
	高3	2	2	0	
	高4以上	0	0	1	
	単位制	25	30	23	
計	29	34	27		
うち、出席日数が0日の者	高1	1	0	0	
	高2	0	1	0	
	高3	1	0	0	
	高4以上	0	0	0	
	単位制	7	5	3	
計	9	6	3		
新型コロナウイルスの感染回避	計			32	
その他	計	100	51	45	
合計	高1	65	174	50	
	高2	76	156	34	
	高3	86	127	40	
	高4以上	72	71	45	
	単位制	816	483	704	
	計	1,115	1,011	873	

※1 「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒数を理由別に調査。なお、「生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。理由の選択については、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択。

※2 各区分の詳細は、P18を参照。

IV 高等学校における長期欠席の状況等

ウ 不登校の要因

区分			H30	R1	R2
全 日 制	学校に係る状況	いじめ	9	1	1
		いじめを除く友人関係をめぐる問題	296	178	93
		教職員との関係をめぐる問題	2	13	5
		学業の不振	385	80	87
		進路に係る不安	91	63	65
		クラブ活動、部活動等への不適応	36	11	10
		学校のきまり等をめぐる問題	138	27	5
		入学、転編入学、進級時の不適応	205	163	159
	家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	129	16	14
		親子の関わり方		30	20
		家庭内の不和		27	23
	本人に係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行	/	171	120
		無気力、不安		413	348
	左記に該当なし			391	93
定 時 制	学校に係る状況	いじめ	0	0	0
		いじめを除く友人関係をめぐる問題	67	13	9
		教職員との関係をめぐる問題	1	0	0
		学業の不振	185	57	1
		進路に係る不安	13	2	6
		クラブ活動、部活動等への不適応	0	1	0
		学校のきまり等をめぐる問題	59	1	0
		入学、転編入学、進級時の不適応	91	25	113
	家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	64	11	7
		親子の関わり方		3	3
		家庭内の不和		11	4
	本人に係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行	/	330	79
		無気力、不安		308	183
	左記に該当なし			479	131

※1 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。

IV 高等学校における長期欠席の状況等

才 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

区分		H 3 0		R 1		R 2		
		9 0 日以上		9 0 日以上		9 0 日以上		
全 日 制	学 校 外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	147	39	95	20	208	45
		(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	1,321	177	1,110	116	654	84
		(3) 不明	173	20	81	10	200	31
		(4) (1)～(3)の合計	1,641	236	1,286	146	1,062	160
	学 校 内	(5) ⑧, ⑨による相談・指導等を受けた実人数	746	110	601	63	537	73
		(6) 上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	895	126	685	83	525	87
		(7) (5), (6)の合計	1,641	236	1,286	146	1,062	160
		(8) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	746	101	427	43	341	50
定 時 制	学 校 外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	30	11	28	2	19	11
		(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	534	94	488	100	314	88
		(3) 不明	389	124	377	125	312	22
		(4) (1)～(3)の合計	953	229	893	227	645	121
	学 校 内	(5) ⑧, ⑨による相談・指導等を受けた実人数	336	78	323	68	263	50
		(6) 上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	617	151	570	159	382	71
		(7) (5), (6)の合計	953	229	893	227	645	121
		(8) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	369	58	222	42	169	43

※ 1 学校外の①～⑦の機関

- ① 教育支援センター（適応指導教室）
- ② 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）
- ③ 児童相談所，福祉事務所
- ④ 保健所，精神保健福祉センター
- ⑤ 病院，診療所
- ⑥ 民間団体，民間施設
- ⑦ 上記以外の機関等

※ 2 学校内の⑧～⑨の機関

- ⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数
- ⑨ スクールカウンセラー，相談員等による専門的な相談を受けた人数

※ 3 ①～⑨については複数回答であり、(1) (2) (3) (4) は実数。

※ 4 「不明」とは、学校外の機関等で相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒。

V 高等学校における中途退学の状況等

ア 退学者数

【中途退学者数】

区分	H30	R1	R2	
中途退学者数	高1	545	526	351
	高2	307	337	213
	高3	120	125	73
	高4以上	7	17	26
	単位制	433	328	308
	計	1,412	1,333	971

【在籍者数 令和2年4月1日現在】

高1	高2	高3	高4以上	単位制	計
30,060	29,836	30,183	1,894	23,930	115,903

【中途退学の事由】

区分	H30	R1	R2	
学業不振	高1	130	62	47
	高2	71	58	29
	高3	15	9	1
	高4以上	0	0	0
	単位制	51	42	45
	計	267	171	122
学校生活・学業不適應	高1	317	367	219
	高2	155	182	107
	高3	55	65	27
	高4以上	3	10	4
	単位制	233	166	178
	計	763	790	535

区分	H30	R1	R2	
別の高校への入学を希望。	高1	20	14	24
	高2	7	19	19
	高3	1	7	4
	高4以上	0	1	0
	単位制	14	8	13
	計	42	49	60
専修・各種学校への入学を希望。	高1	0	4	7
	高2	2	6	1
	高3	0	3	0
	高4以上	0	1	7
	単位制	10	9	4
	計	12	23	19
就職を希望。	高1	30	30	22
	高2	16	23	21
	高3	16	17	5
	高4以上	1	2	8
	単位制	66	43	32
	計	129	115	88
高卒程度認定試験受験を希望。	高1	4	5	2
	高2	6	12	8
	高3	6	7	7
	高4以上	0	0	3
	単位制	10	6	8
	計	26	30	28
その他	高1	5	7	6
	高2	7	10	1
	高3	4	3	4
	高4以上	1	2	0
	単位制	11	9	4
	計	28	31	15
小計	高1	59	60	61
	高2	38	70	50
	高3	27	37	20
	高4以上	2	6	18
	単位制	111	75	61
	計	237	248	210

区分	H30	R1	R2	
病気が死亡	高1	4	13	7
	高2	10	9	9
	高3	7	8	8
	高4以上	2	1	0
	単位制	10	7	10
	計	33	38	34
経済的理由	高1	1	1	5
	高2	6	0	2
	高3	3	1	0
	高4以上	0	0	1
	単位制	3	5	1
	計	13	7	9
家庭の事情	高1	13	14	10
	高2	16	10	10
	高3	6	4	7
	高4以上	0	0	0
	単位制	11	18	10
	計	46	46	37
問題行動等	高1	16	4	1
	高2	11	5	1
	高3	4	0	2
	高4以上	0	0	0
	単位制	7	5	0
	計	38	14	4
その他の理由	高1	5	5	1
	高2	0	3	5
	高3	3	1	8
	高4以上	0	0	3
	単位制	7	10	3
	計	15	19	20

※1 「中途退学の事由」については、中途退学者1人につき、主たる要因を一つ選択。

VI 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況

ア 自殺に係る調査を実施した件数

	H30	R1	R2
小学校	0	0	0
中学校	8	5	3
高等学校	12	10	18
合計	20	15	21